金沢区総合庁舎における自動証明 写真撮影機設置運営事業者募集要項

(この入札に参加するためには事前の申し込みが必要です。)

令和3年12月

横浜市金沢区

入札物件(自動証明写真撮影機設置場所貸付物件)

■貸付期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積	最低貸付歩合率
金沢区泥亀 2-9-1 金沢区総合庁舎内 1 階正面玄関脇	1台	1. 235 m²	販売実績の 30%以上

入札方法による貸し付けの流れ (概要)

公募型指名競争入札 参加意向申込書等の 提出 令和4年1月20日(木)から令和4年2月3日(木)まで 平日午前8時45分から午後5時00分まで

【金沢区役所6階総務課へ持参】 (ただし、正午から午後1時00分までを除く)

入札・開札・設置 運営事業者の決定

令和4年2月17日 (木) 午前10時00分から 【場所:金沢区役所 6階1号会議室】

公有財産賃貸借 契約書の締結

令和4年2月下旬(予定)

自動証明写真撮影機 の手配 仕様に基づき設置する自動証明写真撮影機を手配し てください。

自動証明写真撮影機 の設置施工 令和4年4月1日に新規貸付業者による設置施工及び、 営業開始となります。

金沢区総合庁舎における自動証明写真撮影機 設置運営事業者募集要項

1 入札物件

入札物件、最低歩合率は、「入札物件」のとおり。なお、本市の都合により入札 を延期、中止又は取り消す場合がある。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募型指名競争入札参加意向申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱(以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要項記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件(入札物件)に証明写真等を販売する自動証明写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」(以下「自動証明写真撮影機設置運営事業」という。)を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 過去3か年度(平成30年4月1日から令和3年3月31日まで)において、自動証明写真撮影機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れがある団体に属する者でないこと。
- (7) 過去5か年度(平成28年4月1日から令和3年3月31日まで)において、本市有財産への自動証明写真撮影機設置運営事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者ではないこと。
- (8) 横浜市暴力団排除条例で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例第23条に違反した者ではないこと。

3 契約にあたっての主な条件

(1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定により、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約である。

(2) 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 貸付物件の用途指定

自動証明写真撮影機設置運営事業の用途に供すること。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為は禁止する。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由とする。

- ア 自動証明写真撮影機設置運営事業以外の用途で使用すること。
- イ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置すること。
- ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、 又は他の権利を設定すること。
- (5) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動証明写真撮影機の売上状況は、3か月ごとに取りまとめ、 翌月の15日までに売上報告書を提出すること。

(6) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、横浜市が利用状況等についての 実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、借受人は横浜市に 協力すること。

(7) 違約金の支払義務

前記(3)から(5)の条件に違反した場合には、契約金額(貸付料総額)の100分の30に相当する額を違約金として横浜市に支払わなければならない。

(8) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡すため、自動証明写真撮影機設置運営事業に必要な費用は借受人が負担するとともに、契約期間終了後は、横浜市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還すること。

4 入札の参加申込

(1) 公募型指名競争入札参加申込書等の提出

ア 提出期間 令和4年1月20日(木)から令和4年2月3日(木)まで 受付時間 平日午前8時45分から午後5時00分まで (ただし、正午から午後1時00分までを除く)

- イ 提出場所 横浜市金沢区泥亀2-9-1金沢区役所6階総務課
- ウ 提出方法 持参 ※電話、郵送等による受付は行いません。
- (2) 申込に必要な書類
 - ア 公募型指名競争入札参加意向申込書
 - イ 法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(発行後3か月以内のもの)
 - ウ 法人代表者の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)
 - エ 横浜市税の納税証明書
 - (ア) 法人市民税(申込時点において終了している事業年度のうち直近2か年度分)
 - (イ) 固定資産税(償却資産分を含む。令和元年度及び令和2年度の2か年度分)
 - 才 自動証明写真撮影機設置運営事業実績

(過去3か年度分(平成30年4月1日から令和3年3月31日まで))

カ 設置を希望する自動証明写真撮影機のカタログ

(3) 公募型指名競争入札参加資格の喪失

公募型指名競争入札の参加資格があると認められた者が、前述「2 入札参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたとき、又は「4 (2) 申込に必要な書類」に虚偽の記載があったときは当該入札の参加資格を喪失するものとする。

5 質問書及び回答について

(1) 質問受付期間

令和4年1月20日(木)午後5時00分まで

(2) 質問提出方法

質問書を電子メールに添付し、次の送付先に送付すること。

なお、質問書様式に記入漏れがあった場合には当該質問書は無効とする場合がある。

質問の送付先: kz-yosan@city. yokohama. jp

※メールの件名は「【自動証明写真撮影機公募質問書】」としてください。

(3) 回答予定日

令和4年1月27日(木)までに金沢区役所ホームページで回答する。 なお、再質問は認めない。

6 指名・非指名の通知

上記4(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和4年2月10日 (木)までに申込者あてに、指名・非指名通知を書面で通知するものとする。

なお、参加資格のある者に対して、入札書様式及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消すものとする。

7 入札の手続等

(1) 入札の日時及び場所

日時 令和4年2月17日 (木) 午前10時00分から 場所 金沢区役所 6階1号会議

(2) 入札の方法

ア 入札保証金

入札保証金は免除する。

イ 入札歩合率

入札歩合率は販売実績に対する歩合率を記入すること。

※消費税相当分は含めないこと。

ウ 入札方法

入札は本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れ入札箱に

投入すること。投入後、入札書の引き換え、変更及び取消しをすることは禁止 する。

(3) 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- ア 「2 入札参加者の資格」に定める入札参加資格のない者が行った入札
- イ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- ウ 最低歩合率を下回る入札
- エ 同一物件について2通以上の入札をしたもの
- オ その他入札要綱において無効とするもの
- (4) 落札者の決定方法
 - ア 入札箱投入完了後、直ちに開札を行う。開札の結果、最低歩合率以上の最高 の歩合率をもって入札した者を落札者とする。
 - イ 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直 ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。なお、当該入札者にくじ を引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代 わってくじを引き、落札者を決定する。
 - ウ 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表する。 「商号」及び「入札歩合率」
 - エ 再度の入札は実施しない。

8 契約の手続等

(1) 契約条項

別添「公有財産賃貸借契約書(案)」を参照すること。

(2) 契約の締結及び方法

公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約を締結する。

- ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。
- イ 契約者の名義は、入札者名義で行う。
- 9 自動証明写真撮影機設置の手続等

契約締結後、借受人は令和4年4月1日から、設置場所で自動証明写真撮影機設置運営事業が開始できるよう、次のとおり自動証明写真撮影機設置のための準備を行うこと。

(1) 電気料金専用子メーターの設置

借受人は貸付料のほかに、光熱水費の実費を四半期ごとに支払うこと。借受人の負担で専用子メーターの設置を行うこと。 (ただし、単独引込により給電を行う場合にはこの限りでない。)

(2) 自動証明写真撮影機の設置

既設の自動証明写真撮影機は、令和4年3月31日の夜に撤去を行う。借受人は、令和4年4月1日に新設、営業開始できるようにそれまでに入替えの準備作業を行うこと。

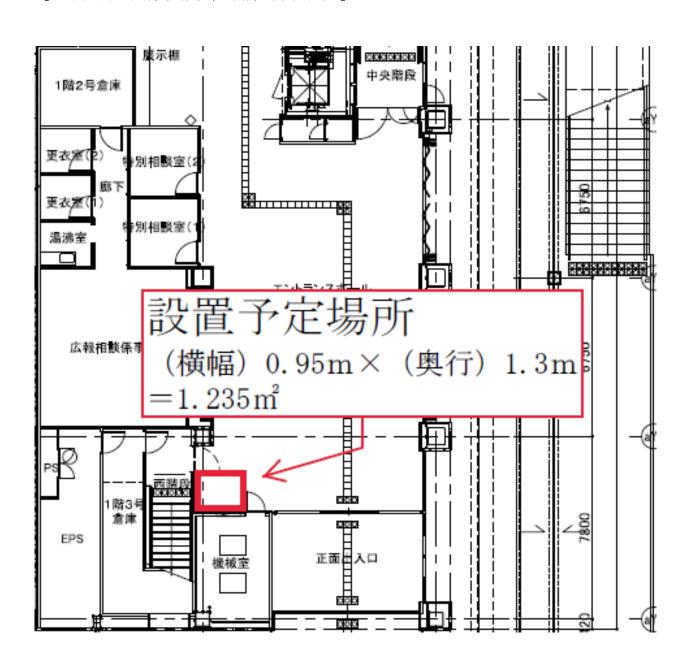
入 札 要 綱

- 第1条 入札希望者は、横浜市公告、公有財産賃貸借契約書(案)及び本要綱を熟読の上、 入札してください。
- 第2条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。
- 第3条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。
- 第4条 入札書には、入札者の所在地、名称、本件責任者及び担当者を記入するものとし、また歩合率の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「率」を記入してください。
- 第5条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行 うことはできません。
- 第6条 次の各号に該当する入札は無効とします。
 - 1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者による入札
 - 2 入札参加申込書を提出していないもの
 - 3 郵送により入札書を送付してきたもの
 - 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
 - 5 最低歩合率を下回る入札
 - 6 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をしたもの
 - 7 入札書に所在地、名称、本件責任者及び担当者の記入のないもの
 - 8 代理人による入札において、入札書に代理人の所在地、名称及び代表者職氏名の 記入のないもの
 - 9 入札書の歩合率記入がないか、歩合率を訂正したもの
 - 10 横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則代59号)第19条に該当するもの
 - 11 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの
- 第7条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に 出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議 の申立はできません。
- 第8条 落札者は、最低歩合率以上の値で最高のものをもって決定します。ただし、落 札者となる同値の入札が 2 人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定しま す。
 - この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札 者を決定し、異議の申立はできません。
- 第9条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者として の資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。
- 第10条 本条に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、横浜市契約 規則及び横浜市公有財産規則(昭和39年3月横浜市規則第60号)の定めるところに より処理します。

物件調書

所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積	最低貸付歩合率
金沢区泥亀 2-9-1 金沢区総合庁舎内 1 階正面玄関脇	1台	1. 235 m²	販売実績の 30%以上

【自動証明写真撮影機設置場所(平面図)】



【自動証明写真撮影機の仕様及び管理運営上の遵守事項】

- 1 自動証明写真撮影機の仕様
- (1) 大きさ

設置面積は、【設置場所(平面図)】に示す設置範囲に収まる貸付面積以内の大きさとすること。

(2) デサイン

施設の内装と調和するデザインとすること。

(3) 販売品目の条件

ア プリントの種類は履歴書、運転免許証、パスポート・マイナンバーカード、 ビザ大判等とする。

イ 販売価格は、標準販売価格(800円(消費税込み))以下とすること。

ウプリントはカラーを必須とし、白黒の選択は任意とする。

(4) 利用者への配慮事項

500 円硬貨(原則として旧硬貨及び令和3年11月発行の新硬貨を含む)及び1,000 円紙幣が使用できること。

(5) 環境対策

区役所の開庁時間外については、タイマーによる電気調整を行い、自動証明写 真撮影機の照明を消灯すること。

(6) その他

月に1回程度以上、機体の清掃等を行い、美観を維持すること。

- 2 管理運営上の遵守事項
- (1) 設置
 - ア 自動証明写真撮影機の設置にあたっては、安全対策として J I S 規格及び業 界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。
 - イ アンカー止めを行わない方法で、震災対策、転倒防止対策を行うこと。
 - ウ 電気料金を計測するための専用子メーター (計量法により検定したもので 検定有効期間内のもの)を設置者の負担により設置すること。

(2) 管理運営

- ア 借受人は、自動証明写真撮影機の設置、管理、運営に必要な一切の業務を行い、自動証明写真撮影機の利用に支障が生じないようメンテナンス担当者が都 度、売上金の回収、釣り銭の補充等を行うこと。
- イ 自動証明写真撮影機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る 費用については、設置者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするも のについては、設置工事後、速やかに横浜市の確認を受けること。工事は、電 気関係法令を遵守して施工すること。
- ウ 自動証明写真撮影機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動証明写真撮影機本体のわかりやすい場所に、

運営管理会社の名称及び故障時の連絡先を明示すること。

- エ 自動証明写真撮影機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- オ 貸付期間満了又は契約解除により、自動証明写真撮影機を撤去した場合には、 設置者の負担のもと原状回復を行い、横浜市の確認を受けること。